

# 配慮を必要とする子ども・ひとり親家庭支援

## 配慮を必要とするお子さんへの相談・支援

### 酒田市こども未来課発達支援係

問 酒田市本町2-2-45 ☎0234-26-6258

情緒的、精神的、知的な面で不安や悩み、発達における生活や学習面等で難しさがあるなど、困っていると感じている方に対し、一人ひとりの状況に応じた相談を行っています。

#### ◎こんな心配ありませんか？

- ・保育園等で…ことばのおくれや発音、かんしゃく、落ち着きがない、生活リズム、偏食など
- ・学校で…集団生活や友達づきあいが苦手、忘れ物が多い、いつもと違うことに戸惑う、勉強が進まないなど

▶相談方法 電話、面談など(来所相談は、要電話予約。電話相談は、随時受付)

▶相談日 月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く)

▶時間 8:30～17:15

▶対象 酒田市内にお住まいの方

▶対応する相談員 発達支援相談員、保健師等

### 福祉型児童発達支援センター 酒田はまなし学園

問 酒田市住吉町10-24 ☎0234-33-3283 FAX0234-33-4050

発達に課題があるお子さんが、よりよい成長をするための発達支援、家族支援、地域支援を行っています。動きが多く落ち着かない、目があいにくい、おもちゃや友だちに関心がない、ことばが出ないなどのお子さんの支援や相談を行っています。

#### ◎入所児童の児童発達支援(月曜～金曜日の8:30～15:30※)

食事、排泄、着脱等の基本的な生活習慣を身に付けます。また、友だちとの関わりや楽しさを知るクラス活動や小集団での活動を通じ、集団生活への適応能力を伸ばし、保育園等への移行の可能性を広げる支援を行います。隣接する保育園との交流も行っています。※時間外は、日中一時支援事業を利用してお子さんをお預かりすることもできます。

#### ◎まつのみ教室(親子通園による療育支援)

・親子通園(開設日時:毎週火曜・水曜日の9:30～11:00)

在宅のお子さんと保護者を対象に、遊びの場の提供や育児相談を行っています。

・小集団支援(開設日時:毎週木曜日の9:30～11:00)

保育所や認定こども園等に通園しているお子さんを対象に、発達支援を行います。

#### ◎日中一時支援事業(月曜～土曜日の7:30～18:30)

障がい児を養育する保護者が休息をとりたい場合や冠婚葬祭等の理由で保育ができない場合、一時的にお子さんを預かります。

#### ◎保育所等訪問支援(開設日時:月曜～金曜日の8:30～17:15)

事前に保護者と相談したうえで、お子さんが通園している保育所や認定こども園等に訪問して発達支援を行います。

#### ◎居宅訪問型児童発達支援(開設日時:月曜～金曜日の8:30～17:15)

医師の許可のもと事前に保護者と相談したうえで、重度の障がいなどで外出が著しく困難なお子さんに自宅を訪問して発達支援を行います。

## 山形県立酒田特別支援学校

問 酒田市宮海字新林307 ☎0234-34-2019(耳の聞こえに関すること)  
☎0234-34-2026(発達や療育に関すること)

耳の聞こえやことばに関する乳幼児教育相談、発達や療育に関する保護者対象の教育相談を行っています。

## 山形県立こども医療療育センター庄内支所

問 鶴岡市道形町49-21 ☎0235-23-4584

障がい児の早期発見、早期治療、リハビリ、医療、福祉制度などの相談を行っています。

|           | 科目      | 診察日            | 診察時間        | 適用          |
|-----------|---------|----------------|-------------|-------------|
| 診療部門      | 常勤医     | 月曜日～金曜日        | 8:30～17:15  | リハビリ<br>前診察 |
|           | 整形外科    | 第2・第4金曜日       | 10:00～15:00 | 予約制         |
|           | 小児科     | 火・水曜日          | 9:00～12:00  | 予約制         |
|           |         | 隔週木曜日          | 8:30～17:00  |             |
| 第1・3・5金曜日 |         | 10:00～17:00    |             |             |
| 歯科        | 第2・4金曜日 | 9:00～12:00     | 予約制         |             |
|           | 第1・3火曜日 | 10:00～16:00    |             |             |
| 歯科        | 毎週火・水曜日 | 火・水10:00～15:30 | 予約制         |             |
|           | 第1・3金曜日 | 金 10:00～17:00  |             |             |

※休診日:土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)。

|        | 科目     | 診察日     | 診察時間                  | 適用  |
|--------|--------|---------|-----------------------|-----|
| リハビリ部門 | 理学療法   | 月曜日～金曜日 | 8:50～17:05<br>(訓練40分) | 予約制 |
|        | 作業療法   |         |                       |     |
|        | 言語聴覚療法 |         |                       |     |

| 相談部門 | 相談日     | 相談時間       |
|------|---------|------------|
|      | 月曜日～金曜日 | 9:15～16:30 |

## 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

問 市こども未来課発達支援係 ☎0234-26-6258

発達に遅れがあるまたは心配な面があるという小学生から高校生までの子どもに発達支援、学校の放課後や休みの時に利用できる福祉サービス事業を行っています。

各施設についての詳しい内容や利用の申し込みなどについては、問い合わせください。(市外局番(0234))

| 名称         | 所在地         | 電話番号           |
|------------|-------------|----------------|
| アシスト       | みずほ2-8-4    | ☎26-3365       |
| あらた千日      | 北千日町18-28   | —              |
| こえだ        | 北新橋2-1-16   | ☎26-6670       |
| あらた南       | 南新町1-9-2    | —              |
| ふれあいキッズ    | 東泉町6-7-2    | ☎43-6155       |
| オハナ(ohana) | 亀ヶ崎5-7-24   | ☎28-8970       |
| ならはし       | 楮橋字大林4-2    | ☎25-0170       |
| いろり        | 新橋2-24-26   | ☎43-8175       |
| リノ(rino)   | 日の出町1-5-21  | ☎25-0223       |
| キッズスクール    | 富士見町3-2-134 | ☎0800-800-3583 |
| メグシイ酒田教室   | 東泉町6-1-8    | ☎0800-800-3583 |

## 障がいのあるお子さんへの手当・助成

(市外局番(0234))

| 制度       | 対象  | 必要な書類   | 内容   | 手続き・問い合わせ                                  |
|----------|---|---|--|--|
| 特別児童扶養手当 | 身体、知的又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者で、所得が一定額未満の方 | ①戸籍謄本<br>②振込先口座申出書(申請者名義のものに限る)<br>③医師等の診断書(専用の様式)<br>④請求者、配偶者及び対象児童の個人番号カード(個人番号通知カード)<br>⑤その他必要なもの(転入した場合は所得証明書、要件児童と別居している場合は別居監護を行っている旨の申立書など)<br>※申請前に事前に相談をしてください。申請前に必要な書類をお渡しします。 | ▶手当月額 1級:53,700円<br>2級:35,760円<br>▶支払い 年3回・4月、8月、11月に受給者の指定された口座に振り込みます。 | 市こども未来課<br>発達支援係<br>☎26-6258<br>各総合支所健康福祉係 |

| 制度                       | 対象  | 必要な書類  | 内容   | 手続き・問い合わせ                                  |
|--------------------------|---|--|--|--|
| 障がい児<br>ほっとふくし<br>サービス事業 | 身体障害者手帳、療育手帳、<br>精神保健福祉手帳、小児慢性<br>特定疾病医療受給者証、<br>特定医療費(指定難病)受給<br>者証のいずれかを交付され<br>ており、申請日時点で20歳<br>未満の方 | 交付された身体障害者手帳、療育手帳、精神保健<br>福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定<br>医療費(指定難病)受給者証<br>※小児慢性特定疾病受給者証、特定医療費受給者<br>証をお持ちの方は定期通院している医療機関<br>(庄内管外)の領収書等 | 各福祉サービス(自家用車燃料の<br>購入、紙おむつ等購入費など)に利<br>用できる券(年間18,000円分)を<br>交付します。  | 市福祉企画課<br>障がい福祉係<br>☎26-5733<br>各総合支所健康福祉係 |
| 重度心身<br>障がい(児)者<br>医療費助成 | 身体障害者手帳(1・2級)・<br>療育手帳(A)などの交付を<br>受けた方、特別児童扶養手<br>当(1・2級)支給対象児童  | ①身体障害者手帳、療育手帳などの障がいの程度<br>を示すもの<br>②対象者の健康保険証<br>③転入の場合は扶養者の所得証明書  | 健康保険で受診したときの自己負<br>担額の一部または全額を助成しま<br>す。(ただし、入院時の食事は、自<br>己負担となります。)   |  |
| 自立支援医療<br>(育成医療)         | 身体に障がいのある18歳<br>未満の児童で確実な治療<br>効果が期待できる方  | ①自立支援医療(育成医療)意見書<br>②対象者の健康保険証<br>③個人番号カード(個人番号通知カード)  | 健康保険で受診したときの自己負<br>担額の一部または全額を助成<br>※世帯の所得に応じる   |  |
| 特別支援教育<br>就学奨励費          | 小・中学校の特別支援学<br>級に就学する児童・生徒<br>の保護者  | ※在籍する学校を通じて必要書類の提出をお願い<br>しております。  | 次のものについて助成します。<br>①学用品、通学用品購入費等<br>②学校給食費<br>③新入学児童生徒学用品、通学用品費<br>④修学旅行費<br>⑤体育実技用具費<br>⑥通学費<br>⑦校外活動費<br>※上限額あり | 市教育委員会<br>学校教育課学事係<br>☎26-5776             |

## ひとり親家庭等への支援

(市外局番(0234))

| 制度                             | 対象  | 必要な書類  | 内容  | 手続き<br>問い合わせ                       |
|--------------------------------|---|--|---|------------------------------------|
| 児童扶養手当                         | 父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳<br>に達する日以降の最初の3月31日までにある児<br>童。一定の障がいがある児童は20歳未満まで)<br>を養育しているひとり親家庭の母又は父等。<br>ただし、次の①から③に該当する場合は、手当<br>の一部または全部が支給されません。<br>①本人または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合<br>②公的年金を受けられる場合<br>③特別な理由がないのに働いておらず、求職活<br>動も行っていない場合  | ①戸籍簿本(養育者(母又<br>は父)および児童が記<br>載されているもの)<br>②受給者名義の通帳<br>③個人番号(通知)カード<br>④その他必要なものにつ<br>いてはお問い合わせせ<br>ください。 | ▶手当月額<br>・児童1人:全部支給44,140円、<br>一部支給44,130円~10,410円<br>・児童2人目:最大10,420円加算、<br>・3人目以降:最大6,250円加算<br>(令和5年4月1日現在)<br>▶支払い<br>年6回・5月、7月、9月、11月、1月、3月に、受<br>給者の指定された口座に振り込みます。 |                                    |
| ひとり親家庭等<br>医療費助成               | 所得税非課税者で次の方が対象となります。※<br>①配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養<br>している方とその児童<br>②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護<br>等に関する法律により配偶者が保護命令を<br>受けた方で18歳以下の児童を扶養している<br>方とその児童<br>③父または母が身体または精神の重度の障がいを<br>有する場合にその児童(18歳以下)と障がいのある<br>父または母の配偶者(18歳以下の児童の親)<br>④父母のいない18歳以下の児童<br>※所得税を計算する場合には、平成22年度税制<br>改正による扶養控除の見直し前の旧税額に<br>準じて算定します。 | ①対象となる親子全員の<br>健康保険証<br>②転入の場合は所得税非<br>課税であることを確認<br>できる書類   | 健康保険で受診(入院・通院)したときの自<br>己負担額を助成します。(ただし、入院時食<br>事は自己負担となります。)   | 市子ども未来課子育て支援係<br>各総合支所<br>☎26-5734 |
| ひとり親家庭<br>自立支援教育訓練<br>給付金      | ひとり親家庭の父又は母<br>※受講に関してはいくつかの適用条件があり<br>ます。  | ※受講前に対象講座の指<br>定を受ける必要があり<br>ますので、事前に相談<br>をしてください。  | 対象教育訓練を受講し、修了した場合に、そ<br>の経費の60%を助成します。詳しくはお問<br>合せてください。  |                                    |
| ひとり親家庭<br>高等職業訓練促進<br>給付金      | ひとり親家庭の父又は母<br>※資格取得に関してはいくつかの適用条件が<br>あります。  | ※申請前に事前に相談を<br>してください。   | 資格取得のための専門学校などの養成機関<br>に1年以上通う場合で、就業・育児と養成機<br>関での修業の両立が困難な場合に、助成を<br>行います。詳しくはお問い合わせください。  |                                    |
| ひとり親家庭<br>生活応援給付金・<br>住まい応援給付金 | ひとり親家庭の父又は母   | ※申請前に事前に相談を<br>してください。   | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業<br>の適用を受ける方の生活費や住宅費の負担<br>を軽減するための助成を行います。詳しく<br>はお問い合わせください。   |                                    |
| 母子父子寡婦<br>福祉資金貸付制度             | 20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭<br>の方、かつて20歳未満の児童を養育していた寡<br>婦の方、40歳以上で配偶者のいない女性  | ※申請前に事前に相談を<br>してください。   | 児童の進学や母または父の自立のための資<br>金(修学資金、就学支度資金、技能習得資金、<br>修業資金、就職支度資金など)を無利子また<br>は低利(1.0%)でお貸しします。   |                                    |

## 酒田市母子福祉ねむの木会

☎ 酒田市新橋2-1-19(酒田市地域福祉センター内) ☎0234-23-5765

・火曜日、水曜日 9:30~14:00 ・土曜日 13:00~16:00

▶内容 ・ひとり親の子育てに関する相談 ・会員同志の交流会、各種イベント ・ひとり親家庭等学習支援教室の運営